

平成20年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るため、厚労省では、平成4年から「禁煙週間」を設け、種々のたばこ対策を推進してきた。厚労省において実施している「健康日本21」や「たばこ対策基本計画」の目標でもある。未成年者の喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また「たばこ」の規制に関する世界保健機関枠組条約に基づく第2回締約国会議において、「受動喫煙防止に関するガイドライン」が採択された。



「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるべきであるという世界保健機関(WHO)の決議により、昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは31日と定められてきた。

リニューアルしてカラー化 銭湯といは足立

「銭湯といは足立」というリーフレットは五月に発行し、第二十五号でリニューアルした。内容は「プロ原稿執筆の絶対オーストラリア旅行」「ようこそ湯へ(五月五日)」「ハーフ湯(六月二十九日)」「案内、銭湯前のキッチンメモ」など。足立区の銭湯は子育てを支援しています。内容は「プロ原稿執筆の絶対オーストラリア旅行」「ようこそ湯へ(五月五日)」「ハーフ湯(六月二十九日)」「案内、銭湯前のキッチンメモ」など。

セントウ紀行

神奈川県横須賀市「桃の湯」

京浜急行の横須賀中央駅から徒歩7〜8分のところにある「桃の湯」があった。屋号に「松」「竹」「梅」などの一字を入れる銭湯が多いが、意外と少ないのが「桃」だと思ふ。「桃の湯」という屋号に「桃」は、その頃からあるはずで、その頃「四方のタイル画の由来を説明してくれた。浦田で生まれ、5歳頃



「桃の湯」といふ屋号に「桃」は、その頃からあるはずで、その頃「四方のタイル画の由来を説明してくれた。浦田で生まれ、5歳頃



「桃の湯」といふ屋号に「桃」は、その頃からあるはずで、その頃「四方のタイル画の由来を説明してくれた。浦田で生まれ、5歳頃

今年の一月に95歳で亡くなりました。私は銭湯の世界を知りませんが、時代は変わっていきものです。話しを聞いてみる。話しを聞いてみる。話しを聞いてみる。

各都道府県組合事務所・代表者一覧表

都道府県	代表者名	〒	事務所所在地	電話番号
北海道	小西 廣幸	060-0042	札幌市中央区大通西16-2	011-611-9341
青森県	本多 輝夫	030-0812	青森市堤町2-6-9	017-735-3853
岩手県	山屋 隆	020-0025	盛岡市大沢川3-1-2	019-622-3528
宮城県	後藤 登	981-0915	仙台市青葉区通町1-6-9 宮城県通町分庁舎	022-273-1309
秋田県	布川 良一	010-0877	秋田市千秋街留町1-19	018-832-5231
福島県	門馬 浩二	960-8057	福島市笹木野字笹木野原4-140 三浦内	024-591-4265
栃木県	星 良行	323-0025	小山市城山町2-5-21 湯の湯内	0285-25-0356
埼玉県	野内 正剛	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-1-5	048-822-5400
群馬県	吉岡 藤吉	378-0031	桐生市本町1-4-35 一の湯内	027-744-4704
千葉県	竹島 吉次郎	280-0854	千葉市中央区長洲2-9-6	043-222-3858
東京都	高橋 元彰	101-0031	千代田区東神田1-10-2	03-5687-2641
神奈川県	高橋 清隆	232-0022	横浜南区高根町2-10	045-231-3341
山梨県	古屋 育男	400-0851	甲府市住吉4-6-23 ぶじ温泉内	055-232-1081
長野県	夏目 正也	380-0805	長野市柳町64 湯の湯内	026-232-7208
新潟県	小林 政太	951-8054	新潟市中央区堤町通り1ノ町1926	025-222-2923
静岡県	小長井 正	420-0042	静岡市駒形通3-2-1 桜湯内	054-252-8938
愛知県	林 徳男	460-0012	名古屋市中区千代田3-9-14	052-322-5735
岐阜県	神田 益弘	500-8314	岐阜市健屋西町1-75	058-252-1457
三重県	森下 晃行	514-0006	津市広明町345-5 三浴ビル	059-228-4240
石川県	松永 日出男	920-0912	金沢市大手町2-22	076-221-2372
富山県	吉田 秀治	930-0039	富山市東町3-2-17	076-421-3968
福井県	佐藤 充美	910-0026	福井市光陽4-2-26	0776-22-2761
滋賀県	多賀 健治	520-0806	大津市打出浜13-22 滋賀県衛生会館内	077-524-8554
京都府	小中 晃司	604-8381	京都市中京区西ノ京鴨町63	075-801-1311
大阪府	西田 実	543-0071	大阪市天王寺区生玉町9-3	06-6772-3102
兵庫県	月山 昇商	650-0011	神戸市中央区下山手通7-1-21	078-341-2475
奈良県	山崎 美隆	630-8123	奈良市三条大宮町1-12 奈良県衛生会館内	0742-35-5026
和歌山県	岩谷 久雄	640-8033	和歌山市本町6-50 本町温泉ビル2F	073-422-5992
岡山県	前原 武雄	700-0822	岡山市表町3-18-52 民生会館内	086-232-0976
広島県	平石 博	730-0856	広島市中区河原町1-26 広島県環境ビル5F	082-293-7848
山口県	吉本 太一	750-0051	下関市大坪本町24-10	0832-23-3739
鳥取県	松本 正嗣	680-0833	鳥取市末広温泉町401 日乃丸温泉内	0857-29-0955
香川県	永木 茂利	761-0062	高松市塩上町2-5-22	087-835-9123
愛媛県	井村 勝利	790-0811	松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2F	089-924-6373
徳島県	川原 重夫	770-0905	徳島市東大工町2-29 川原ビル2F	088-653-0755
高知県	森澤 林平	780-0915	高知市小津町3-30 城下湯内	088-872-7652
福岡県	中島 勝美	810-0002	福岡市中央区西中洲11街区13号	092-761-3612
長崎県	松井 未寿	850-0903	長崎市寄合町2-27 山頭温泉内	095-826-7045
佐賀県	古川 勝己	840-0813	佐賀市唐人2-2-37 中野湯内	0952-23-7084
大分県	宮崎 泰治	870-0016	大分市新川町1-7-37 河原内	097-532-9745
熊本県	徳山 法充	861-5347	熊本市河内町船津2712 かもと湯内	096-276-0240
宮崎県	新原 正人	889-4304	えびの市大字上江740 田代温泉内	0984-33-4475
鹿児島県	田中 秀文	892-0815	鹿児島市易居町3-28 八ッ木プラザビル4F	099-225-2683
沖縄県	-	-	-	-

国民生活金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率表

融資の種類	利率(注1,2)
下記以外の設備資金	2.45 ~ 3.00 %
特定設備(省エネルギー設備、衛生設備等)	1.60 ~ 1.90 %
健康・福祉増進関連事業施設環境対策等関連施設	1.60 ~ 2.00 %
一般公衆浴場施設・設備	1.60 ~ 2.10 %
振興事業施設のうち特定設備	1.60 ~ 1.95 %
振興事業施設のうち特定設備以外のもの	2.45 ~ 2.85 %
健康・福祉増進関連事業施設環境対策等関連施設事業安定等施設	1.60 ~ 2.00 %
振興計画に従って営業を営むのに必要な資金	2.45 %
標準営業約款登録業者にかかるもの	2.10 %
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	2.15 %
生活衛生セーフティネット貸付	2.45 %

「銭湯といは足立」チェック！病気にならない3つの心得。お陰様です。足立区は銭湯で対して理解が寄せられています。また、「銭湯は町の健康センターです」として足立区内の銭湯での転倒予防イベントの参加を呼びかけています。

砂のメルヘン 小谷 早苗 花が萎み葉が落ちるのをくり返し 悲しくながめる 「地に花はあるように空に星はあるように人に愛はあるように」

砂の呼ぶ声 眩暈が襲う 魂は虚のまわりで目的もなく遠ざかる 砂の音がサラサラとサラサラとわたしを導いてくれる (鳥取市・元湯温泉)

あなたの銭湯は大丈夫ですか？ 浴場組合総合補償制度

浴場施設内の不備で... (鏡やタオルが欠けていた事) お客さんがケガをした事... (濡れタオルが床に落ちていた事) 浴槽にアヤまって熱湯を入れた事... (湯温が熱すぎた事) コインランドリー内の事故... (ランドリーの不備でお客さんがケガした事) お客さんのケガや、損害を補償します。

※ レジオネラ感染症による事故にも対応しています！

(お問合せ先) 財団法人 全国中小企業共済財団 (取扱代理店) 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL03-3264-1511 平河商事 株式会社 (取扱代理店) TEL03-3264-6493

(引受保険会社) 共栄火災海上保険株式会社 浴場組合事故受付デスク フリーダイヤル おふる は至急! 0120-026-849

全浴連シンボルマーク活用について

全浴連シンボルマークを広く国民に普及、認識していただき、業界の活性化に役立てるよう組合員各位の積極的な活用をお願いいたします

シンボルマークを使用するには下記の事項に注意してください

- ①組合員は自由に使用できますが、全浴連加入組合員以外での使用は禁止する
- ②シンボルマークの大きさ、使用場所は自由だが、原形を変更してはいけない 基本色彩はディック 158番(原則朱色)
- ③その他、不明な点は全浴連まで連絡してください

